

# 国民健康保険税

## ◆ 国民健康保険税とは

国民健康保険税は、国民健康保険事業（被保険者の負傷、疾病、死亡などに対する保険給付や健康回復のための保健事業など）に要する費用に充てるために、被保険者である世帯主が、その資力と受益に応じて負担する税金です。

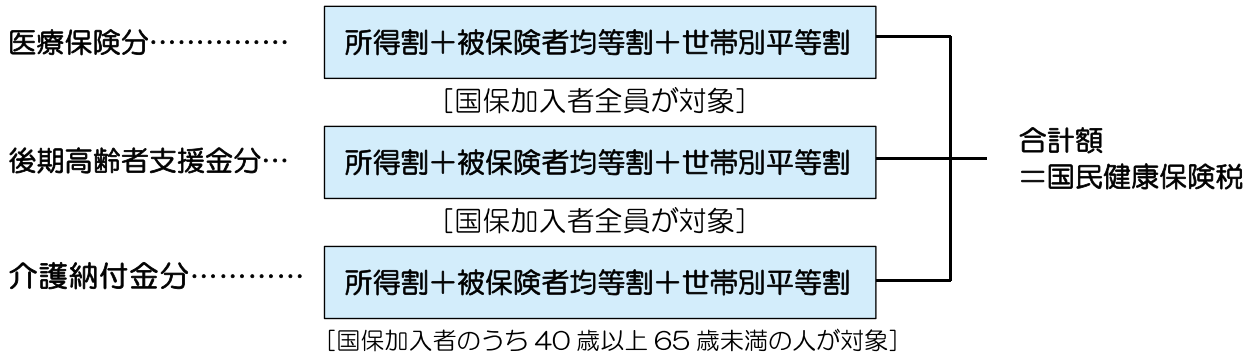
国民健康保険税は、他の健康保険（全国健康保険協会や企業などが管理する健康保険組合、共済組合など）や後期高齢者医療制度に加入していないすべての人（生活保護受給者は除く）が対象となります。

## ■ 国民健康保険税を納める人

宇都宮市国民健康保険の被保険者である世帯主

※ 世帯内に国民健康保険の被保険者がいる場合、世帯主が他の健康保険に加入していても、世帯主が納税義務者となります（擬制世帯主といいます）。

## ■ 税額の計算



	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
	(加入者全員が対象)		(40歳以上65歳未満の人が対象)
限度額	65万円	20万円	17万円
所得割額	(前年の総所得金額等【P7】 －基礎控除額 43万円) × 6.36%	(前年の総所得金額等【P7】 －基礎控除額 43万円) × 2.55%	(前年の総所得金額等【P7】 －基礎控除額 43万円) × 2.07%
均等割額	被保険者数(加入者数) × 2万5,900円	被保険者数(加入者数) × 9,800円	被保険者数(加入者数) × 1万500円
平等割額	1世帯につき1万9,000円	1世帯につき7,200円	1世帯につき6,400円

※ 未就学児の均等割は5割減額になります。

## ■ 税額軽減や減免など

### ア 低所得者に対する軽減制度

世帯の所得の合計額が一定額以下の場合、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のそれぞれの均等割額と平等割額が下表のとおり軽減となります。

※ 軽減を受けるには、世帯全員の所得申告が必要です。

軽減判定の要件	軽減割合
所得の合計額が 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	7割軽減
所得の合計額が 43万円+(29万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	5割軽減
所得の合計額が 43万円+(53.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	2割軽減

### イ 倒産、解雇、雇い止めなどの理由により離職した方の軽減制度

※ 軽減を受けるには、申請が必要です。

対象者	65歳未満(離職時)の給与所得者のうち、雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇による離職など)又は雇用保険の特定理由離職者(雇い止めによる離職など)であり、失業等給付を受ける人 ※ 雇用保険受給資格者証の離職理由欄のコードが次のいずれかに該当する人 ( 特定受給資格者   11. 12. 21. 22. 31. 32 ) ( 特定理由離職者   23. 33. 34 )
軽減額	前年の給与所得を100分の30とみなして計算します(給与所得以外の所得は適用されません)。
軽減期間	離職の翌日から翌年度末まで(雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります)。

申請する場所：保険年金課(1階A14番窓口) ☎028-632-2320

申請に必要なもの：雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知、国民健康保険被保険者証、個人番号の確認書類

### ウ 特別な事情による減免制度

災害などで住宅に損害を受けた場合や、病気・失業等により前年と比較して所得が著しく減少したなど、特別な事情により生活が困窮し、今後の国民健康保険税の納付が困難になった場合は、減免となる場合があります。

※ 納期限前にご相談ください。保険年金課国保税グループ(☎028-632-2323)

## ■ 月割り計算

賦課期日(4月1日)後に国民健康保険に加入又は脱退した場合は、加入は加入した月から、脱退は脱退の前月まで、それぞれの加入期間に応じて税額が月割りで計算されます(世帯の一部加入や脱退も同じです)。

## ■ 申告

国民健康保険では前年の所得に応じて、国民健康保険税や高額療養費の自己負担限度額の算定などを行います。このため、国民健康保険の加入者とその世帯主は所得の申告が必要です。確定申告や住民税の申告をしていない場合は、前年の収入の有無にかかわらず必ず申告してください。

## ■ 納税

国民健康保険税の納税の方法は、普通徴収と特別徴収の二つの方法があります。

### ア 普通徴収

1年度分（4月から翌年の3月まで）の国民健康保険税を8回（期）に分けて納付していただきます。

7月に国民健康保険税納税通知書をお送りしますので、同封された納付書で指定する金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、各地区市民センター、各出張所の窓口でご納付ください。ペイジーマークのある納付書では、インターネットバンキングによる納付も可能です。クレジットカードやスマートフォンアプリもご利用できます。【P64】【P65】

また、指定する金融機関の口座から自動で引落とす、口座振替での納付が便利です。【P68】

なお、平日の午後5時から7時までは保険年金課の窓口（1階 A15番窓口）でもご納付できます。ご不明な点につきましては、保険年金課収納グループ（☎028-632-2324）までお問い合わせください。

### イ 特別徴収

支給される年金からの差引きにより国民健康保険税を納めていただく方法です。原則として、次の4項目の全てに当てはまる世帯が対象となります。

- 世帯主が国民健康保険の加入者であること。
- 世帯内の国民健康保険に加入している人全員が、65歳以上75歳未満の世帯であること。
- 世帯主の年金受給額が18万円以上であること（複数の年金を受給している場合、介護保険料を徴収されている公的な年金のみが対象となります）。
- 国民健康保険税と介護保険料を合わせた額が、老齢基礎年金額の2分の1を超えないこと。

※ 特別徴収となる世帯には、徴収する前にあらかじめご案内いたします。

また、申請により口座振替に変更することができます。

詳しくは、保険年金課国保税グループ（☎028-632-2320）までお問い合わせください。

## POINT

年末調整・確定申告の際に計上する国民健康保険税納付済額を知りたい！

毎年1月下旬に世帯主宛てに、「国民健康保険税納付済額通知書」を発送して、前年の1月から12月までにご納付若しくは口座振替された合計額をお知らせします。ただし、特別徴収のみの方については、年金の源泉徴収票に記載されるため送付しません。

※ 年末調整のため、早めに必要な方は直接保険年金課の窓口にて申請してください。世帯主又は同世帯のご家族に申請していただき、申請の際には本人確認書類が必要となります。

※ 詳しくは、保険年金課（☎028-632-2320、2325）までお問い合わせください。